

廃農機具等の処理について

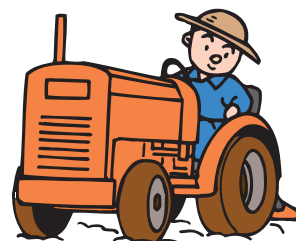


廃農機具等の処理を実施します。

処理費については前回同様個人負担となります。

受け入れ期間、場所等については下記のとおりですので、
この機会に廃農機具等をお持ちの方は処理してください。

受け入れ期間	12 月 17 日(土)・ 18 日(日)
受け入れ時間	午前9時～12時 午後1時～4時
受け入れ場所	大根田衛生管理組合最終処分場駐車場
処 理 費	●農機具 1kg当たり 1円 ●個人持込により、直接持ち込んだ者が業者へ処理費を支払います。



【受け入れ可能なもの（例）】

- カッター ●草払機 ●動力噴霧器
- 耕耘機 ●トラクター ●精米機
- 噴霧器 ●田植機 ●バインダー
- 脱穀機 ●チェーンソー ●管理機
- たばこ乾燥機 ●芋掘り機 ●アタッチメント
- ハウスパイプ（2m以内に切断し結束する）

上記を搬入する場合は、下記事項を必ず守ってください。

- 耕耘機等のオイル・燃料等は必ず全部抜いて搬入して下さい。
- 耕耘機等を搬入する場合、オイル・燃料等が抜かれているかを確認します。もしこれらのものが抜かれていない場合は、その場で抜き取りを行い、オイル等については、持ち帰っていただきます。
- 耕耘機等に付属するタイヤ等については受け取りますが、タイヤのみの持ち込み等は受け取りません。
- 動力噴霧器等のホースリールを持ち込む場合は、ホースは必ず取り外してリールのみを持ち込みして下さい。

●連絡先 錦江町役場 保健福祉課 保健衛生係 ☎0994-22-0511
民生課（田代支所）保健衛生係 ☎0994-25-2511